「歯科保険診療の研究」2022年４月版正誤表

2022年7月29日

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
20	電子的保健医療情報活用加算　脚注レセプト	全体その他欄に~~点数および回数，摘要欄に~~「初電」「再電」と記載．	全体その他欄に「初電７×１」「再電４×１」などと記載．
	電子的保健医療情報活用加算　脚注メモ	取得が困難な場合とは．個人番号カードの不携帯，破損，電子証明証が失効している場合などをいう．	取得が困難な場合とは．個人番号カードの不携帯，破損，電子証明証が失効している，電子資格確認を行ったが患者の診療情報が存在しなかった場合などをいう．
26	F局の算定一覧　表中	エナメル質初期う蝕患者 ◪ 130点 Ce 歯管・特疾管の算定，15歳以下	エナメル質初期う蝕患者 ◪ 130点 Ce 歯管の算定，口腔内カラー写真
52	歯科訪問診療料１　本文 歯科訪問診療料２　本文	２．診療診療時間が20分未満の場合は（以下略）	２．上記１の場合で．診療診療時間が20分未満の場合は（以下略）
103	口腔内装置の早見表　注釈	※２　月に１回算定できる．ただし，装着月は算定できない．他院製作の装置の場合も算定できる	※２　月に１回算定できる．ただし，装着月は算定できない．顎関節治療用装置は，他院製作の装置の場合も算定できる
141	口腔細菌定量検査　脚注レセプト	~~摘要欄に「口菌検」と記載する．~~	（所定欄記載のみに変更されたため）
146	歯周病重症化予防治療　脚注レセプト	摘要欄に~~２回目以降は「Ｐ重防前回○年○月」と~~記載する．なお，初回は「初回（Ｐ重防）」と記載する．	摘要欄に前回のP重防またはSPTの算定年月を記載する．なお，初回（初診月を除く）は「初回（Ｐ重防）」と記載する．
149	歯周病安定期治療　脚注レセプト	（追加記載）	摘要欄に前回のSPTまたはP重防の算定年月を記載する．なお，初回（初診月を除く）は「初回（SPT）」と記載する．
211	間接支台装置	１個につき~~109~~点	１個につき111点
全症例頁	レセプト様式 投薬･注射欄 注射の項 （一般・加算共通）	一般・加算共通　注　~~20~~×　~~32~~×	一般・加算共通　注　22×　34×